

ID: 5451

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項		
法令番号			
【基準】 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条(譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請等)第1項の規定による			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成29年10月1日	最終変更年月日	平成29年10月1日